

継続研修規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「協会」という。）認定登録に関する規程第5条に規定する継続研修について、基本的事項を定める。

（実施主体）

第2条 継続研修の実施主体は協会とする。ただし、協会は、認定団体及び理事会の決議により継続研修システム要件を充足し、医業経営コンサルタント資格認定審査会が継続研修の委託先として適当と認める団体・機関（以下「継続研修委託団体」という。）に継続研修を委託することができる。

2 継続研修委託団体は、継続研修の実施科目の一部を他の継続研修委託団体と共同して実施することができる。

3 支部は、継続研修の実施科目の一部を他の支部と共同して実施することができる。

（所管）

第3条 協会で実施する継続研修は、教育研修委員会の所管とする。

2 継続研修の審査は、教育研修委員会が実施する。

（研修の認定）

第4条 継続研修を実施する場合は、第9条に規定する書類等で、事前に申請し、教育研修委員会の承認を得るものとする。

2 継続研修の講師選任は、教育研修委員会が定めた講師選定の基準に基づくこととし、事前に教育研修委員会の承認を得るものとする。

（研修内容等）

第5条 認定登録 医業経営コンサルタントの継続研修は、次の科目を基本内容とする。

- (1) 医業経営総論
- (2) 医業経営診断に関する知識
- (3) 医業経営戦略立案・実施に関する知識
- (4) 医業経営管理体制構築・実施に関する知識
- (5) 介護サービス事業展開に関する知識
- (6) 医療福祉施設研修（国内・国外）

2 前項の科目に、会員の資質の涵養及び協会の諸制度に関する科目を含める。

3 第1項第1号から第6号の科目及び協会の諸制度に関する科目等については、医業経営コンサルタント資格認定審査会と協議のうえ、教育研修委員会が具体的なカリキュラムを作成する。

4 海外視察研修の参加者は、終了後、訪問概要等の視察結果をまとめた報告書を提出するものとする。

5 その他継続研修の内容及び履修時間等必要な事項は、継続研修の履修時間等に関する取扱細則によるものとする。

(広報)

第6条 協会は、第2条に掲げる協会及び継続研修委託団体が実施する継続研修の期日、場所等の概況を会員に広報する。

(システム要件)

第7条 継続研修システムとは、次の要件を具備するものをいう。

- (1) 継続研修委託団体に関する規程第3条第3号の規定を実践していること
 - (2) 事務局機能が整い、会員1人別の管理ができること
- 2 継続研修委託団体に関する規程第3条第3号に規定する研究機関等については、「協会に所属する会員数50名以上」の要件は、適用しない。

(委託研修)

第8条 前条の基準に該当する継続研修委託団体は、協会から委託された継続研修を誠実に実行し、協会において実施されるレベルを下廻らないようにしなければならない。

(様式)

第9条 継続研修の書類等の様式は、次のとおり定める。

書類等の名称	様式番号	提出時期	内容
継続研修実施申請書	第(継)-01号	原則として実施日の2か月前までに教育研修委員会に申請する	・期日 ・場所 ・実施時間数 ・受講予定者数 ・演題 ・講義概要 ・講師氏名 ・特記事項 他
継続研修実施計画書	第(継)-02号		
継続研修講師経歴書	第(継)-03号		

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月16日から施行する。